

静岡県泌尿器科専門医教育プログラム

はじめに

従来、静岡県内の泌尿器科医療は、大学医局から派遣された泌尿器科医により支えられてきた。すなわち、泌尿器科医は、いちど大学の泌尿器科に入局した後、大学病院やあるいは関連病院で研修を受け、日本泌尿器科学会の認定する専門医の資格を取得して関連病院に派遣されてその地域の医療を担ってきた。しかし、初期研修制度の導入以後、大学に入局する泌尿器科医は減少し、各大学とも関連病院より医師を引き上げなければならない事態になり、静岡県では極めて深刻な泌尿器科医不足が生じているのが現状である。したがって、静岡県独自で泌尿器科専門医を養成するシステムを作ることにより、県内の医療を担う泌尿器科医を育成することが急務である。

さて、泌尿器科は、主に尿路と男性生殖器に関連する多様な病態を取り扱う専門診療科である。また、腎移植の手術や慢性腎不全に対する治療の血液浄化療法の診療も取り扱う。したがって、このプログラムに参加する泌尿器科医には、医師としての基本的能力のうえに、専門的職業人としての一定水準の経験、技術、知識と、より高い倫理性が要求される。

また、泌尿器科学の進歩は全ての領域で急速に発展してきており、泌尿器科専門医に求められる知識と技術の水準は時代と共に刻々と変化している。また、同時に乳幼児から超高齢者までを対象とすることから、倫理観の高い豊かな人間性が求められている。

このような泌尿器科学の背景に基づいて、本プログラムでは、2年間の卒後臨床研修を終了し泌尿器科医をめざす医師を対象とし、県内の泌尿器科専門医教育施設で研修を受け、泌尿器科専門医を取得する計4年間の専門医教育の具体的内容を定めた。到達目標は日本泌尿器科学会の研修目標とした。したがって、本プログラムの最終年度には、日本泌尿器科学会専門医試験に合格し、泌尿器科専門医の資格が取得できるように運営するが、本プログラムの修了認定が国内でもトップクラスの泌尿器科専門医であるという評価を得られることを目指して、本プログラムの運営を充実させ、さらに発展させたい。

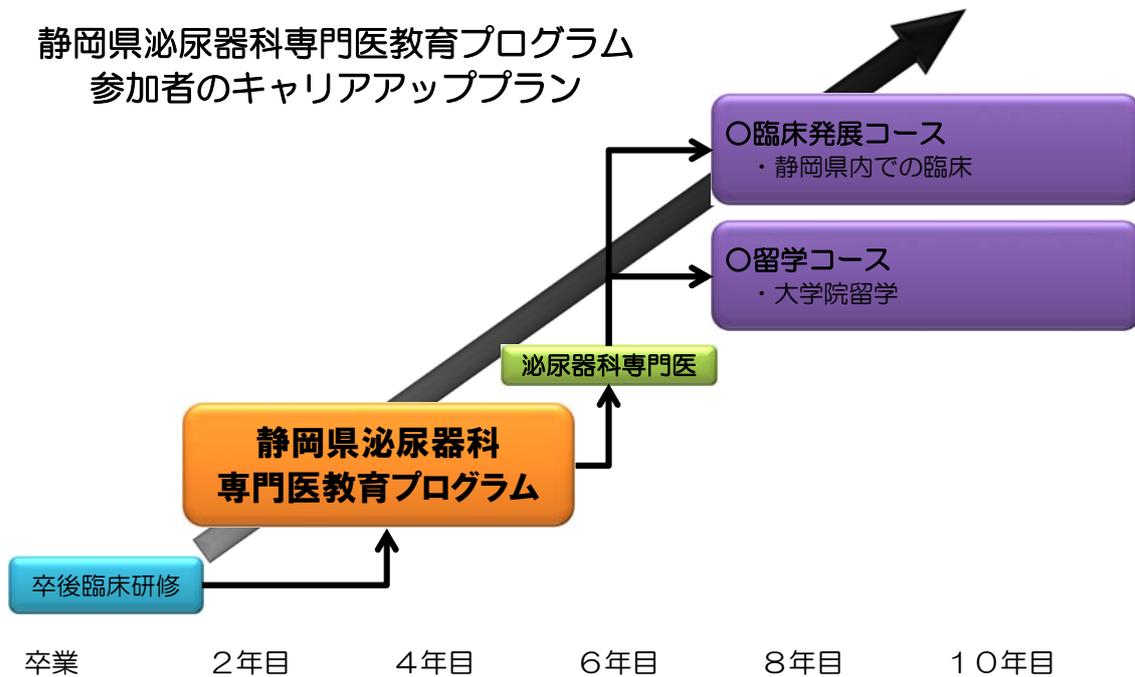
専門医教育プログラムの予定表

区分	開始前年	1年目	2年目	3年目	4年目
4月		上旬:プログラム開始			
5月					
6月					
7月					
8月	上旬:参加希望者募集				
9月					学会専門医認定試験
10月					
11月	面接試験 合格者決定				
12月		中間評価	中間評価	中間評価	
1月					
2月					
3月					最終認定評価・終了

提供される教育機会

- ・クリニカルラウンド
- ・症例検討会(病理・画像カンファを含む)
- ・抄読会もしくはセミナー(CPCを含む)
- ・日本泌尿器科学会提供の教育プログラム参加
- ・日本泌尿器科関連学会(単位認定学術集会)参加

静岡県泌尿器科専門医教育プログラム 参加者のキャリアアッププラン



1 本プログラムの実施組織

(1) 事務局：静岡県泌尿器科医会

(2) 運営委員会

静岡県泌尿器科医会に属する日本泌尿器科学会専門医教育施設（基幹教育施設、関連教育施設）の責任者が参加する準備委員会において決定し、静岡県泌尿器科医会総会で承認を受けた数名の委員より構成され、当研修制度の円滑な運営に関する課題を合議し、意思決定する機関。

(3) 評価委員会

静岡県泌尿器科医会に属する日本泌尿器科学会専門医教育施設（基幹教育施設、関連教育施設）の責任者が参加する準備委員会において決定し、静岡県泌尿器科医会総会で承認を受けた数名の委員より構成され、毎年、1回、各研修医の研修内容の報告を受け、円滑に研修が遂行されるように、計画の見直し、修正を求めたり、アドバイスをを行う。

(4) 研修責任医師

個々の研修医の希望・申し出により選定される医師で、各施設の泌尿器科医師の中から選ばれる。当研修制度の全期間を通じて、当該研修医の研修計画の遂行について支援し、相談に応じる。

(5) 研修実施施設

研修医が研修を受ける教育施設は、静岡県内の日本泌尿器科学会専門医教育施設（基幹教育施設、関連教育施設）の中で、運営委員会および研修責任医師の合議で決定する。

(6) 参加施設一覧

富士市立中央病院、静岡県立総合病院、静岡市立静岡病院、静岡赤十字病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、市立島田市民病院、JA静岡厚生連遠州病院、聖隷浜松病院、県西部浜松医療センター、掛川市立総合病院、静岡市立清水病院、市立湖西総合病院、静岡県立こども病院、浜松労災病院、富士宮市立病院、静岡県立静岡がんセンター、静岡済生会総合病院、浜松医科大学

2 研修方法

(1) 研修方法全般

研修期間は原則として4年間であり、各年度で評価委員会が中間評価を行う。研修医にはそれぞれ研修責任医師がつき4年間の研修計画およびその遂行の指導をおこなう。原則として研修責任医師は初年度の研修施設の指導医とする。

- 4年間の研修期間のうち3年間は日本泌尿器科学会基幹教育施設において研修を行う。
- 最終1年間は中・小規模病院で行う地域研修期間とする。
- 4年間の研修で最低3施設での研修を義務とする。
- 4年目に日本泌尿器科学会専門医試験を受け、専門医の資格を取得する。
- 本研修終了後、引き続き当プログラムの参加教育施設でのキャリアアップを希望する場合あるいは国内・海外留学や大学院進学などの進路についても事務局で相談に応じる。

(2) 具体的研修方法

- ① 専門医教育施設の指導医は以下の教育機会を提供する義務を有する。
 - 週1回以上のクリニカルラウンド
 - 週1回以上の症例検討会（病理・画像カンファランスを含む）
 - 月1回以上の抄読会もしくはセミナー（CPCを含む）
 - 年1回以上の日本泌尿器科学会提供の教育プログラムに参加
 - 年2回以上の日本泌尿器科関連学会（単位認定学術集会）に参加
 - 4年間で1編以上の臨床論文作成（症例報告を含む）
- ② 前期2年においては指導医の直接管理下に教育を受けることを原則とする
- ③ 後期2年においては指導医が主に間接的な立場で指導にあたる
- ④ 委員会の定める目標症例数をクリアするため、研修医は研修手帖に研修済症例を記載し評価委員会に提出する

(3) 評価方法

評価は毎年行うことを原則とし、評価委員会が評価する。

毎年の評価はその後の研修の参考資料として利用する。

本プログラムの4年目には日本泌尿器科学会認定の専門医資格を取得することが必須である。

(4) 研修の指標

- ① 本プログラム参加までに（初期研修医で）習得しておくべき事項
- ② 研修中に習得すべき事項
 - (1) 泌尿器科学基礎
 - (2) 泌尿器科診断学
 - (3) 経験すべき疾患とその内容
 - (4) 経験すべき泌尿器科手術と手術件数

ランク A：4年間の研修終了後においても泌尿器科専門医の指導のもとに行う診療・行為

ランク B：4年間の研修終了後には独力で行うことが望ましい診療・行為

ランク C：研修2年目には独力で行うことができることが望ましい診療・行為

(5) 経験すべき泌尿器科手術と手術件数

泌尿器科領域は広く、外科治療が必要な領域と内科的治療が主体となる領域など多彩な診療領域が含まれる。本プログラムにおいては、将来志望する領域にかかわらず、まず泌尿器科学の全領域を修練することを目標とする。泌尿器科学が外科を基本とすることは言うまでもなく、したがって全員に外科の修練を必須とする。泌尿器科手術には内視鏡治療が必須で、将来的には泌尿器科手術の大半が体腔鏡手術になることが予想され、体腔鏡手術を含む内視鏡操作の習得も必須である。2004年度から内視鏡外科学会、日本泌尿器科学会、日本 EE (Endourology-ESWL) 学会による「内視鏡手術技術認定制度」が導入されており、この認定も目標の1つになる。

そこで、本プログラムにおいて、専門医を目指す泌尿器科医が養成コース修了までに経験すべき主な手術の目標を、日本泌尿器科学会の規定に準じて以下に記す。なお、研修施設間で手術内容の偏りがあることは否めないため、それらも考慮して施設のローテーションを計画する。

- ① 下記領域別手術を術者あるいは助手として経験する。
 - 1) 副腎、腎の手術（20例）（開放及び体腔鏡下手術を含む）
根治的腎摘除術5例を含む。
 - 2) 尿管、膀胱の手術（40例）（内視鏡手術を含む）
膀胱全摘除術2例を含む。
 - 3) 前立腺の手術（35例）
前立腺全摘除術5例を含む。
 - 4) 陰嚢内容臓器、尿道の手術（15例）
 - 5) ESWL（10例）

- 6) 小児泌尿器科手術(上記各領域における各種手術と重複可)(10例)
- 7) 体腔鏡下または内視鏡補助下の手術(上記各領域における各種手術と重複可)(10例)
- 8) その他の泌尿器科関連手術(10例)

②前記の領域別分野にかかわらず、術者としての経験が50例以上であること。

③1患者に対して複数の手術を行った場合、また一人の術者が複数の手術手技を実施した場合は、手術件数の重複を認める。

3 プログラム参加者の待遇・補償等

教育を担当する施設の待遇に準じる。医療保険に対するカバーについても、各施設の制度に従う。

4 日本泌尿器科学会の専門医制度について

以下、日本泌尿器科学会の泌尿器科専門医研修マニュアルより抜粋する。

平成16年4月より2年間の卒後臨床研修が必修となり、専門医制度規則・施行細則が大幅に改訂されました。平成18年3月に卒後臨床研修を終了し4月から泌尿器科専門医をめざす人には、次の通り新しい専門医制度が適用されます。

専門医認定までの泌尿器科専門研修期間

- (1) 専門医認定に必要な研修期間は、卒後研修2年に泌尿器科専門研修4年を加えた計6年間(卒後満6年)とします。なお、専門医試験の受験資格については泌尿器科専門研修3年終了後(卒後満5年)とします。
- (2) 卒後研修終了後、施設長と日本泌尿器科学会専門医制度審議会に「研修開始宣言」*を行ない、泌尿器科専門研修を開始します。
- (3) 泌尿器科専門研修4年間のうち2年間は基幹教育施設(専門医制度規則施行細則第4章第14条参照)で研修を行う必要があります。
- (4) 泌尿器科専門研修3年を終了した卒後6年目の4月から5月に専門医資格試験受験の申請を行いますが、このときには日本泌尿器科学会会員であることが必要です。
- (5) 上記受験申請に続いて8~9月頃専門医資格試験を実施し、その合格をもって専門医認定申請を行い、審査を経て泌尿器科専門研修4年(卒後研修を含め通算6年)を終了した4月1日付で専門医に認定されます。

※[研修開始宣言]は卒後研修終了後（卒後3年目）の4月から6月の間に行い、4月からの研修開始とみなします。泌尿器科研修は日本泌尿器科学会員でなくても可能ではありますが、実質的には会員にならないと日本泌尿器科学会が主催する研修プログラムを消化することがきわめて困難ですので、研修開始宣言時には学会に入会されることをお勧めします。

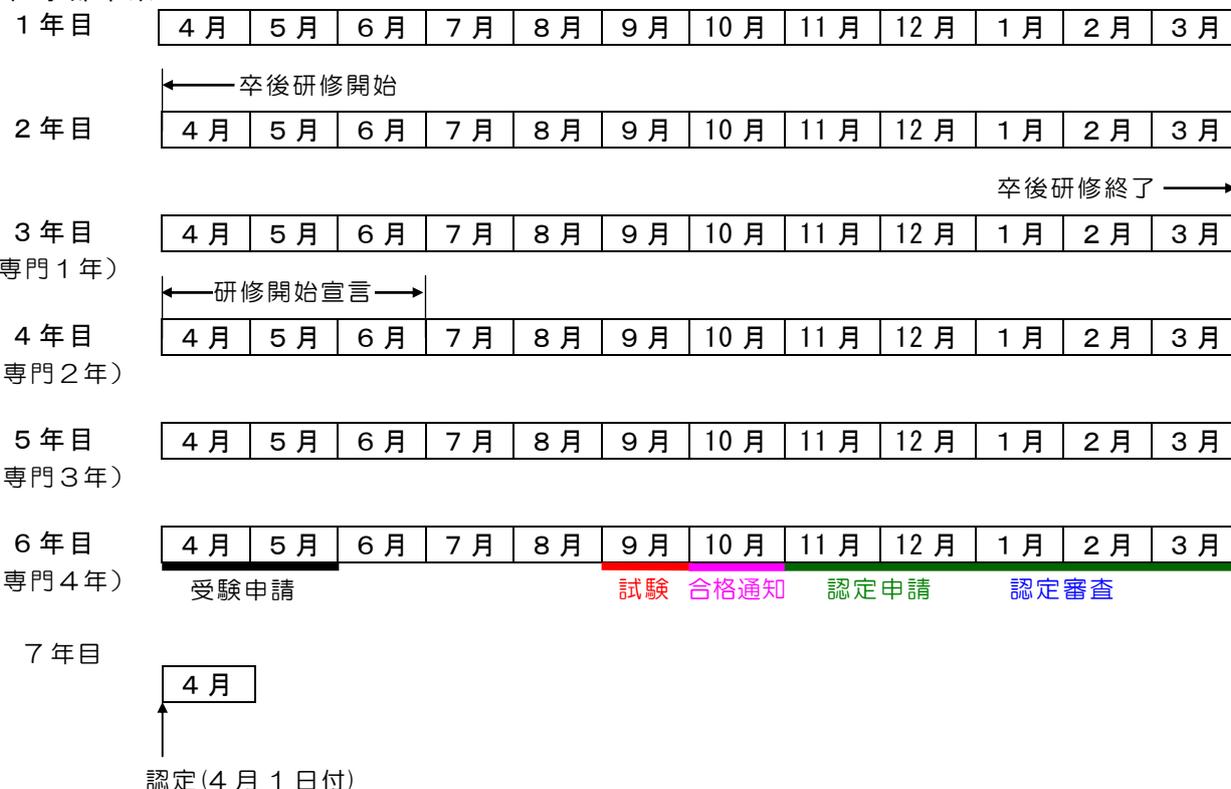
以上のタイムスケジュールについては、次の図を参考にして下さい。

- ・ 専門医試験受験資格としての研修期間は卒後研修2年＋泌尿器科研修3年の計5年です。
- ・ 専門医認定までの研修期間は卒後研修2年＋泌尿器科専門研修4年の計6年です。
- ・ 研修単位は専門研修期間の4年間に取得することになりますので、試験終了後の秋に開催される支部総会（東部総会、中部総会、西日本総会）等も研修単位の対象となります。

なお、平成15年度までに大学医学部をご卒業された方については平成21年までは改訂前の規則が適用されます。

《図 専門医認定までのタイムスケジュール》

医学部卒業



5 プログラム参加申し込み

プログラム参加の受付は運営委員会が担当し、窓口は静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課内静岡県専門研修ネットワークとする。

○運営委員会委員

後藤 博一 (富士市立中央病院)
庭川 要 (静岡がんセンター)
西尾 恭規 (静岡県立総合病院)
佐々木 美晴 (静岡市立静岡病院)
太田 信隆 (焼津市立総合病院)
大園 誠一郎 (浜松医科大学)

○評価委員会委員

後藤 博一 (富士市立中央病院)
庭川 要 (静岡がんセンター)
西尾 恭規 (静岡県立総合病院)
佐々木 美晴 (静岡市立静岡病院)
太田 信隆 (焼津市立総合病院)
大園 誠一郎 (浜松医科大学)

○事務局

麦谷 荘一 (浜松医科大学)